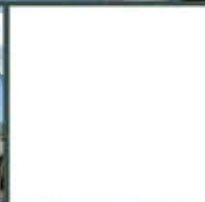


孫子に残したい魅力的な街並みを目指します

白河門前通り  
景観まちづくり協定



金屋町・愛宕町・大工町通り  
景観まちづくり協議会監修



# 協定の目的

この協定は、白河市景観条例（平成22年12月20日白河市条例第39号）の規定に基づき、良好な景観まちづくりのために必要な基準を定め、街並み景観を守り、育て、城下町にふさわしい品格ある美しさと、かつ、安全で安らぎのある歩車共存の沿道景観を高めることにより、住民が誇りと愛着を持ち魅力を感じるまちづくりに資することを目的としています。



一番町



金屋町



愛宕町



大工町

## まちづくりのイメージ

門前通り地区は旧奥州街道と並行する歴史的街道沿いの地域であり、昔は城下町白河の町人や職人の町が広がっていました。現在は、新旧の店舗や住宅が共存しています。

この協定では、街並みをつくるルールやまちづくり活動を通して周囲の歴史的景観との調和を目指すとともに、地域の人々の生活に配慮した沿道景観・空間の形成を目指します。



街並みの将来像

## 対象区域



### ◇歴史的景観資源



奈良屋呉服店



虚空蔵堂



勝軍地藏堂



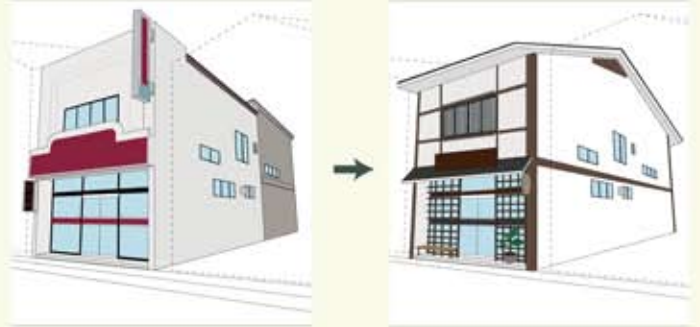
白河ハリストス正教会



皇徳寺

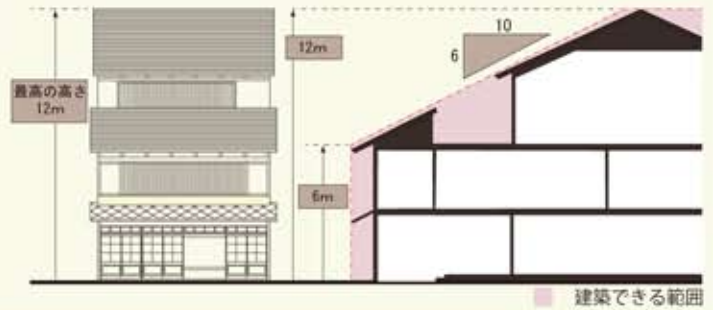
# まちづくり景観形成の基準

地域のまちづくり景観形成のため、協定者は建築物等の新築・増築・改築・修繕・模様替え等を行う場合には、次の基準にのっとり、これを遵守するものとする。



## 1 第5条(1)①規模 イ.高さ 「最高高さ12mまで」

心地よい街路景観イメージを確保するため、道路境界線上で地上高さ6mから6/10勾配の斜線内、かつ最高高さ12mまでとしましょう。



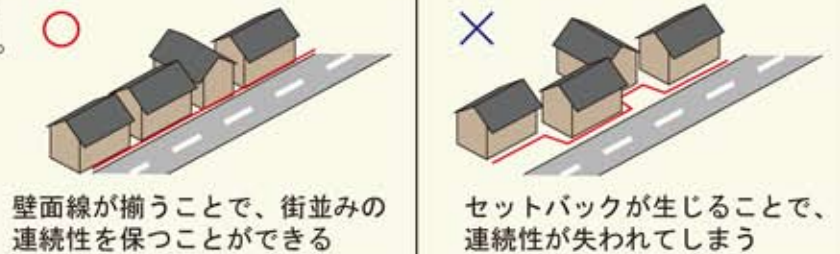
## 2 第5条(1)①規模 ロ.敷地割り 「歴史的な敷地割りの継承に努めましょう」

建物規模は、短冊状の敷地割りをまたぐようなものは避け、歴史的な敷地割りを継承するよう努めましょう。



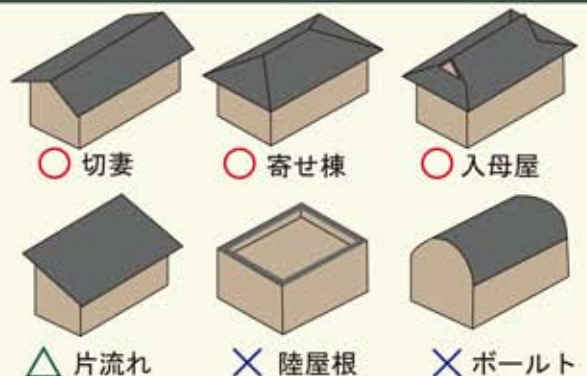
## 3 第5条(1)②位置 「壁面位置の連続性に努めましょう」

歴史的街並みの連続性に配慮し、前面道路に面する敷地境界に可能な限り揃えましょう。



## 4 第5条(1)③屋根 イ.形状 「二方向以上に勾配している屋根に」

二方向以上に勾配(勾配4~6寸)している切妻や寄せ棟・入母屋の形態を基本とし、陸屋根や片流れ屋根・ポールト屋根にしません。(前面道路側に軒が向く片流れ屋根に関しては、個々の敷地条件に応じて可能)



## 5 第5条(1)③屋根 〇、色彩 「落ち着いたある黒色・茶色系に」

落ち着いたある黒色・茶色系としましょう。  
(明度と彩度の制限があります)



〇 黒色で統一された日本瓦

## 6 第5条(1)③屋根 八、素材 「日本瓦、平板瓦、伝統的な赤瓦に」

日本瓦及び平板瓦や伝統的な赤瓦を基本とし、光沢のあるものを避けましょう。(日本瓦に類する軽量瓦等を用いる場合、色彩に配慮)



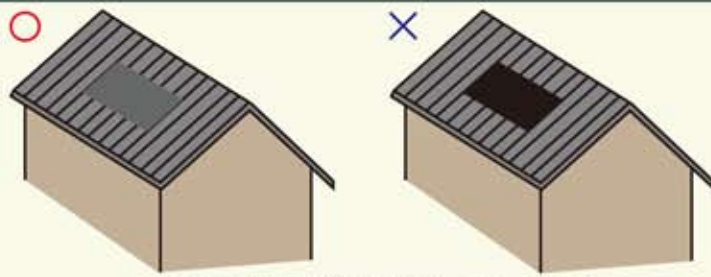
〇 日本瓦

〇 平板瓦

〇 金属板 (色彩に配慮)

## 7 第5条(1)③屋根 二、ソーラーパネル 「光沢のない黒・濃い灰色に」

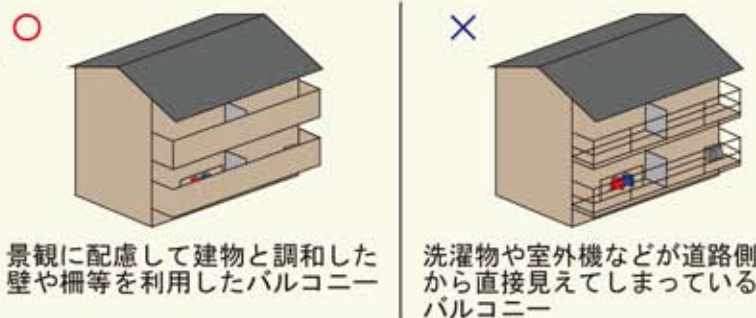
屋根にソーラーパネルを設置する場合、パネルの色は光沢のない黒・濃い灰色とし、セルの目地や配管が目立たないように、壁や屋根の色彩と合わせたり、目立たない位置に設置しましょう。



屋根の色と合わせたソーラーパネル

## 8 第5条(1)④壁面意匠及び開口部 イ、意匠 「集合住宅等のバルコニーは、建物と同一の色彩に」

集合住宅等にバルコニーを設置する際は、建物と同一の色彩・一体的な形態意匠とし、バルコニー内の建築設備や洗濯物等が道路側及び歴史的建築物等側から見えにくい構造としましょう。



景観に配慮して建物と調和した壁や柵等を利用したバルコニー

洗濯物や室外機などが道路側から直接見えてしまっているバルコニー

## 9 第5条(1)④壁面意匠及び開口部 〇、色彩 「白色・黒色・茶色系に」

白色・黒色・茶色系としましょう。(彩度の制限があります)



〇 漆喰

〇 土壁

## 10 第5条(1)④壁面意匠及び開口部 八、素材 「光沢のあるものは使用しません」

自然素材を基本とし、その他の素材を用いる場合は、光沢のあるものを避けましょう。



× タイル

× アルミパネル

## 11 第5条(1)④壁面意匠及び開口部 二、開口部 「見通しのきくものに」

前面道路に面する開口部は、閉鎖的なものは避け、グリルシャッターや木製格子戸など見通しのきくものにし、建具は歴史的な街並みに配慮し、木製または色彩に配慮した木製格子に準ずるものとしましょう。

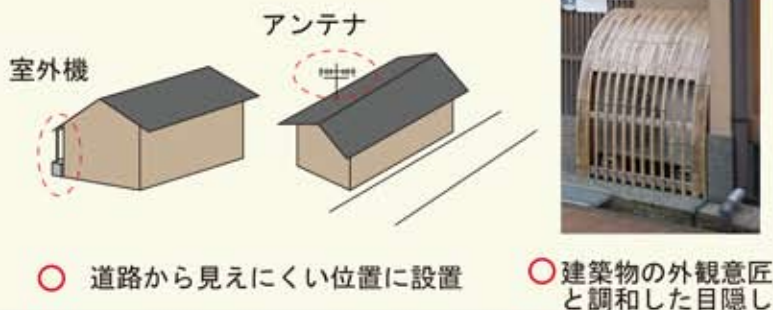


〇 木製格子

× 閉鎖的なシャッター

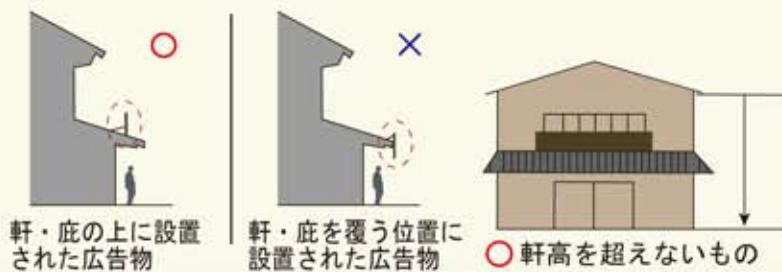
## 12 第5条(1)⑤建築設備 「屋外建築設備は前面道路から目立たないように」

室外機や配管などの屋外建築設備は、前面道路から直接見えない位置に設置しましょう。やむを得ず前面道路から見える位置に設置する場合は、建築物の外観意匠と調和した目隠しや植栽などで隠す、または外壁面と調和した色彩とするよう努めましょう。



## 13 第5条(1)⑥屋外広告物 イ.位置 「軒高を超えないように」

軒高を超えないものとし、軒・庇を著しく覆わないよう努めましょう。



## 14 第5条(1)⑥屋外広告物 ロ.規模 「壁面や開口部を著しく覆わないように」

前面道路の壁面や開口部を著しく覆わないものとし、街道の景観を阻害しないよう努めましょう。突出広告物については、軒先からはみ出さない小規模なものとしましょう。



## 15 第5条(1)⑥屋外広告物 ハ.意匠 「自然素材、最小限の掲載情報、落ち着いた色彩に」

素材は自然素材を基本、掲載情報は最小限のもの、色彩は落ち着いたものにしましょう。(彩度の制限があります) また、電球・ネオン管・LED等で広告物の文字や下地が直接発光するものを避け、間接的に広告物を照らすように努め、間接光の色は白色・淡色等を用い、落ち着いた色とするよう努めましょう。



## 16 第5条(1)⑦植栽 「景観に配慮して、植栽を」

駐車場等を設ける目的で建物の壁面を後退した場合は、景観に配慮し、植栽を行いましょう。また、店先や庭先では、花木や季節感を演出できるような樹木を植栽するよう努めましょう。



## 17 第5条(2)⑧駐車場・車庫 「景観に配慮した修景を」

駐車場・車庫を設ける場合は、歴史的な沿道景観に配慮した修景を行いましょ。大規模駐車場（5台を超える場合）は、設けないことが望ましいが、やむを得ず設ける場合や既存のものがある場合は、木塀等を用い歴史的な沿道景観に配慮した修景をするよう努めましょ。

<大規模駐車場>



○ 街並みの連続性に配慮した木塀を用いた修景



○ ピロティ部分を格子等で修景した車庫



○ 建物と一体化した屋根つき駐車場



○ 外構の門、生垣と共に整備した駐車場

## 18 第5条(2)⑨塀・柵 「閉鎖的なもの・圧迫感のあるものは用いません」

道路境界に塀・柵を設ける場合は閉鎖的なものは避け、木塀・生垣・植栽等を用いましょ。隣地境界に塀・柵を設ける場合はブロック塀等、圧迫感のあるものは避け、植栽・見通しのきく柵等を用いましょ。



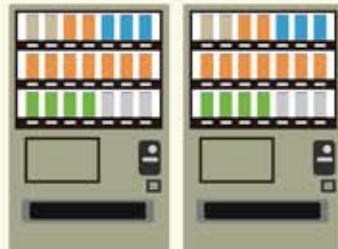
○ 木塀



○ 見通しのきく柵

## 19 第5条(2)⑩その他の設置物イ、自動販売機 「建築物等と一体的になるように」

自動販売機を設置する際は、周辺景観との調和を考慮し、建築物等と一体的になるように計画しましょ。(屋外に設置する際は、外装色の色相、明度、彩度の制限があります)



○ 落ち着いた色の自動販売機



○ 木枠で自動販売機を囲う

## 20 第5条(2)⑩その他の設置物ロ、屋外階段 「建物との一体化や位置・色彩に工夫を」

屋外階段の設置の際には、道路側や歴史的建物の周辺等の公共的空間からの見え方に十分配慮し、見えにくい部分に設置するかルーバー等を用いて建物と一体化、または周辺と調和した色彩としましょ。



○ ルーバーを用いて建物と一体化した屋外階段



○ 壁で覆うことにより建物と一体化した屋外階段

## 21 第5条(3)立地のできない建築物の用途等 「キャバレーやラブホテルなどは建築しません」

キャバレーやテレホンクラブなどは建築しません。店舗や事業所等を建築する場合の床面積は500㎡までとしましょ。

○ 料理店



× ラブホテルや排煙を拡散する工場等



立地のできない建築物の用途等(例)



協定者は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる取組み（協定第12条）や運営委員会の企画等によるまちづくりのための取組みを実施していきます。



花いっぱいおもてなし運動の様子

①人と人がくつろげるよう、通りに面した軒先や店先に休憩施設を設置する。



②スケッチしたい街並みになるよう、通りに面して花を飾る。



③夜の賑わいを演出する夜間景観の形成に努める。



④石畳を活用した継続的なイベント（朝市など）を行う。



⑤人に優しいみち空間（歩車共存）になるよう車両交通量の抑制を図る。



⑥歴史散策ルートの検討と歩いて飽きない工夫を図る。



⑦快適な居住空間にするため、近隣家屋居住者と協力し、採光、風通し等の相隣環境に配慮した建物形状とする。



## 届出の流れ

協定の運用を円滑にするため、「白河門前通り景観まちづくり協定」では協定運営委員会を設置しています。当委員会では、協定区域内での建築行為における計画内容の確認、助言、変更等についての検討を行います。

協定者は、建物や工作物の建築などを行うときは、景観形成に関して委員会の承認が必要となります。

### ◇建築行為とは

- <建物>
  - 新築や増改築、移設などをする場合
  - 屋根や壁の補修や色の塗り替えをする場合 など
- <工作物>
  - 自動販売機などの新設や移設をする場合
  - 駐車場や塀などの新設や補修をする場合
  - 看板の設置や移設をする場合 など
- <その他>
  - 一部分の補修をするなど、協定の内容に該当するかどうかの判断が難しい場合 など



ご相談・お問い合わせ

NPOしらかわ建築  
サポートセンター

電話 0248-23-8088

### ◇委員会への協議手順

